

# ケースデンキ甲府店

## 「大規模集客施設等の立地に関する方針」に基づく 立地計画説明会

【本説明会の開催趣旨】

本説明会は「大規模集客施設等の立地に関する方針」に基づき開催するものです。立地計画書届出者は、届出後速やかに、立地計画の概要を周知するための説明会を開催するよう定められています。

本日の立地計画説明会につきましては、去る7月31日の山梨日日新聞によりご案内(公告)しています。

平成26年8月7日

甲府市総合市民会館(会議室4)

建物設置者 株式会社ケースホールディングス

# 大規模集客施設等の立地に関する方針

集客力の大きな「大規模集客施設等」の立地は、市町村域を越えて、まちづくりに影響を与える可能性が高いことから、その適正立地を図ることが必要です。

「大規模集客施設等」とは、「大規模集客施設」（床面積1万㎡超の集客施設）と「特定集客施設」（床面積6千㎡超1万㎡以下の集客施設）を示します。

山梨県では、「持続的発展が可能な暮らしやすいまちづくり」を推進していくため、「大規模集客施設等の立地に関する方針」を制定し、次の二つの考え方により大規模集客施設等の適正立地を図っていきます。

- 1 立地計画の早期公開による地域社会での論議を踏まえた立地
- 2 地域貢献活動を通じた立地地域との共生

都市計画制度等の活用

立地計画の早期届出等の手続

地域貢献活動基本計画の提出等の手続

適正立地の手立て

# 1 立地計画届出等の手続

大規模集客施設等の立地について、法定手続に着手する前のできるだけ早い段階から立地計画に関する情報が公開され、市町村・住民等の意見を反映するなど、地域社会に受け入れられる施設として立地されることが期待されます。

そこで、設置者による情報提供や、住民等からの意見のフィードバックが円滑に行われるための手続を定めています。

## 手続の対象施設

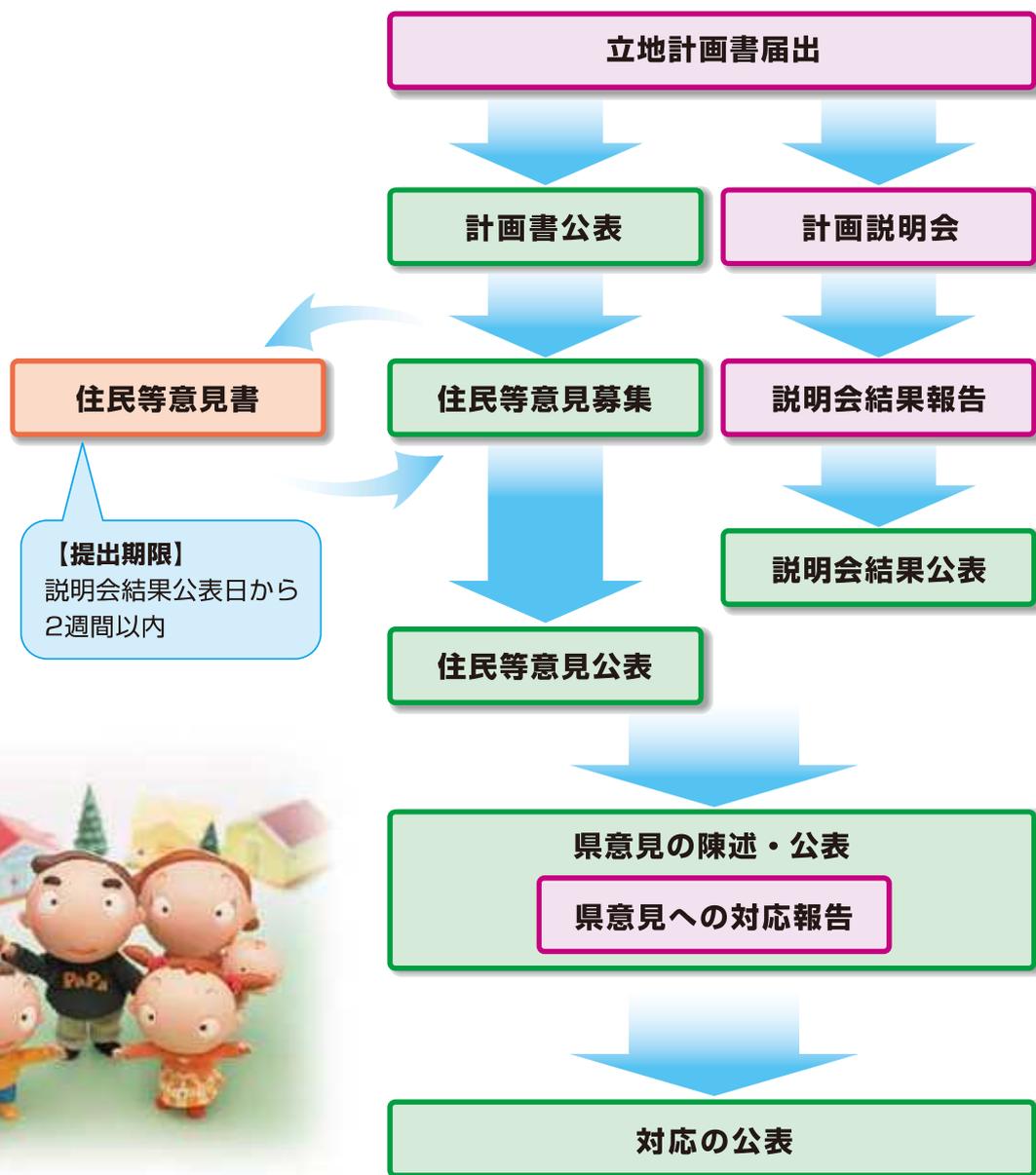
劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用に供される建築物で、その用途に供する部分の床面積が6千㎡を超える施設

※施設の増床が対象になる場合があります。県にご確認ください。

## 立地計画の届出などの手続の流れ

- 設置者が行うもの
- 県が行うもの
- 住民等関係者が行うもの

※所定の様式で県に提出してください。



## 対象施設の 設置者の方へ

- 対象施設を設置しようとするときは、法定手続に着手する前の計画初期の段階で、施設の立地計画を県へ届け出るとともに、説明会を開催してください。
- 県は、関係市町村や住民の意見などを踏まえ、広域的な見地から立地計画に関する意見を述べます。

### ■ 届 出

#### ● 届出時期

##### 【必要な法定手続】

- 開発行為許可申請（都市計画法）
- 農地転用許可申請（農地法）
- 店舗新設・変更届出（大店立地法）
- 建築確認申請（建築基準法）

申請または届出行為（最も早く開始するもの）の遅くとも3か月前まで

##### 【届出時期が早まる場合】

- 上記の法定手続に入る前に、準備的な行為が必要なとき
- 立地のための都市計画決定・変更
- 立地のための環境影響評価
- 農用地区域からの除外
- 土地区画整理事業計画案の協議

準備段階で行われる県への下協議、市町村への申出等の時期

※時期の詳細は県・市町村にご確認  
願います。

#### ● 届出事項

1. 氏名又は名称・住所又は所在地・代表者氏名（法人の場合）
2. 集客施設の名称、規模及び業種
3. 集客施設の立地予定場所、立地までのスケジュール

※届出には所定の様式を使用し、図面などの参考資料を添付してください。

### ■ 説明会

- 立地計画を届け出た方は、住民や市町村などの関係者を対象に、立地を予定する市町村において計画の説明会を開催してください。
- 説明会開催にあたっては、開催日時や場所などの情報を広く周知してください。
- 説明会では、計画の内容を平易に記載した書類や図面を配付し、内容を具体的に説明した上で、出席者の質疑に誠実に対応するよう努めてください。
- 説明会の開催結果については、所定の様式により、県に報告してください。

### ■ 対応報告

- 県から計画に関する意見が述べられたときは、意見に対してどのように対応するかについて、すみやかに報告するよう努めてください。



## お問い合わせ先・必要書類の提出先

〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号

**山梨県 商工労働部 商業振興金融課**

TEL : 055-223-1535 FAX : 055-223-1534 E-mail : shougyo@pref.yamanashi.lg.jp

URL : <http://www.pref.yamanashi.jp/shougyo/index.html>

### ◎立地にかかる関係法令についてのお問い合わせ

(国土利用計画法関係)	山梨県	知事政策局	TEL : 055-223-1315	FAX : 055-223-1776
(都市計画法関係)	山梨県	県土整備部 都市計画課	TEL : 055-223-1715	FAX : 055-223-1724
(建築基準法関係)	山梨県	県土整備部 建築住宅課	TEL : 055-223-1730	FAX : 055-223-1736
(農地諸法関係)	山梨県	農政部 農村振興課	TEL : 055-223-1595	FAX : 055-223-1599
(環境影響評価関係)	山梨県	森林環境部 環境創造課	TEL : 055-223-1503	FAX : 055-223-1507

第1号様式

立地計画書（新設）

平成26年7月16日

山梨県知事 殿

住所 茨城県水戸市柳町一丁目13番20号  
 名称 株式会社ケーズホールディングス  
 代表者氏名 代表取締役 遠藤 裕之  
 (担当者氏名・連絡先電話番号)  
 担当者氏名 企画・開発本部 建築部 川上 幸洋  
 連絡先 029-226-2764

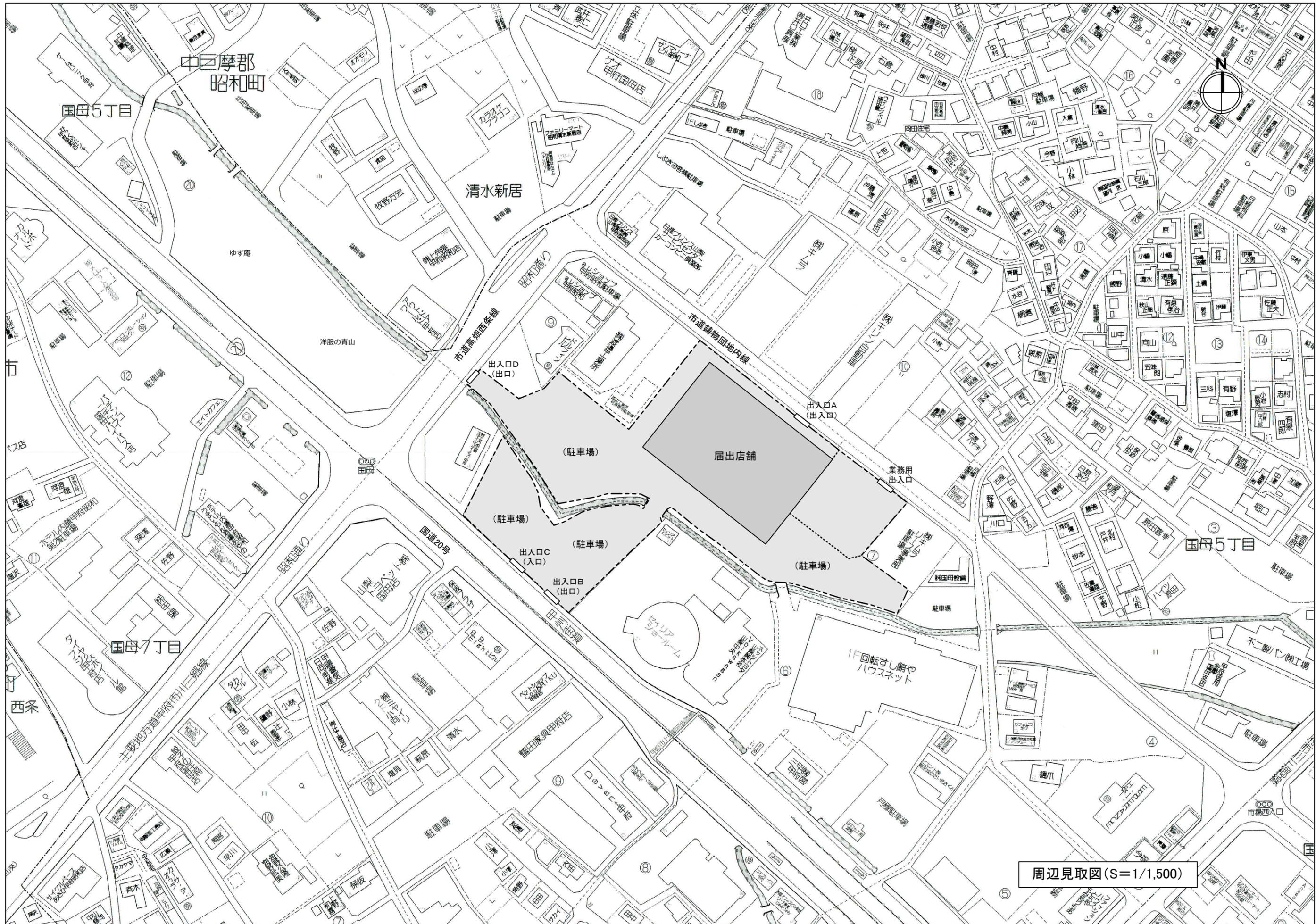
大規模集客施設等の立地に関する方針（第3章2（1）①）により、次のとおり届け出ます。

大規模集客施設等の名称	ケーズデンキ甲府店
大規模集客施設等の立地を予定する場所	(所在地) 山梨県甲府市国母五丁目2152番 外 (位置図) 別添 ※1
大規模集客施設等の規模及び業種	(合計床面積) ※2 約12,700㎡ (予定) (敷地面積) 15,824㎡ (駐車場収容台数) 約300台 (予定) (施設で営む主な業種) 小売業
大規模小売店舗の概要	(店舗面積) ※2 約6,000㎡ (予定) (核となる店舗の小売業者名) 株式会社ケーズホールディングス (その業態及び主な販売品目) 大型家電店 家電製品 (その他のテナント名) なし
立地（開業）までのスケジュール	(必要な法定手続の種類・着手予定時期) ※3 建築基準法：建築確認申請 平成26年10月 大規模小売店舗立地法：新設の届出 平成26年12月 (着工予定年月日) 平成27年2月 (開業予定年月日) 平成27年9月

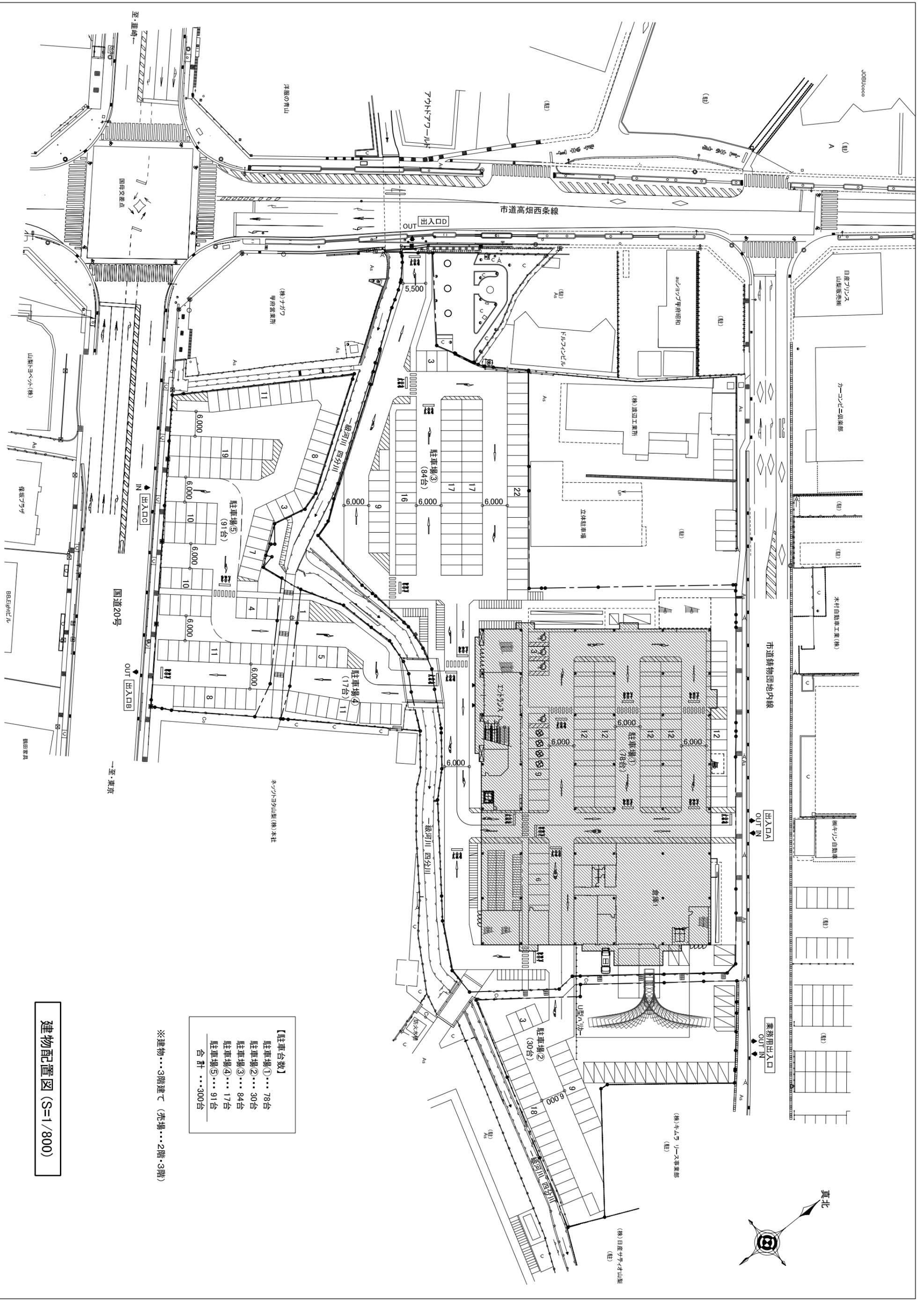
※1 施設の位置関係がわかるような図面（A4）を添付してください。

※2 複数棟の集客施設が一体的に利用される場合は、その床面積の合計を記入してください。（P13参照）

※3 大規模小売店舗立地法・都市計画法・農地法・農業振興地域整備法・環境影響評価法・県環境影響評価条例・土壌汚染対策法・土地区画整理法・建築基準法・県宅地開発事業の基準に関する条例・森林法等に定める手続のうち、後続の法定手続として必要なものを記入し、その着手予定時期を併記してください。（P14参照）



周辺見取図(S=1/1,500)



【駐車台数】

駐車場①	78台
駐車場②	30台
駐車場③	84台
駐車場④	17台
駐車場⑤	91台
合計	300台

※建物…3階建て(売場…2階・3階)

建物配置図 (S=1/800)

## 【意見書の提出について】

### ●趣旨

県では、広域にわたり都市構造に影響を与える大規模集客施設等(床面積6千㎡を超える店舗、飲食店など)の立地の適正化を図るため、「大規模集客施設等の立地に関する方針」を策定し、施設の設置者から早期に立地計画を届け出ていただいた上で、関係者がその計画に対する意見を県に提出できる仕組みづくりを行っています。

このたび、この方針に基づき立地計画書の届出がありましたので、関係市町村の住民の皆様から御意見を募集します。

寄せられました御意見につきましては、その概要を後日公表させていただきますとともに、この立地計画に対して設置者に対し県が意見を述べる際の参考とさせていただく予定です。

### ●募集する対象市町村の範囲

意見を提出できる方は、次の市町にお住まいの方又は本拠を有する法人・団体に限ります。

甲府市、山梨市、北杜市、甲斐市、笛吹市、中央市、昭和町、市川三郷町、身延町  
及び富士河口湖町

### ●提出期限

平成26年7月25日から、「立地計画説明会開催報告書」の公表後2週間まで

### ●提出方法及び提出先

「意見書(第5号様式の2)」の様式により、次のいずれかの方法で提出してください。

※様式につきましては、山梨県のホームページをご確認ください。

(郵送) 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁 商業振興金融課

(ファクシミリ) 055(223)1534

(電子メール) shougyo@pref.yamanashi.lg.jp

※電話による御意見はお受けしかねますので、予め御了承ください。

### ●提出の際の留意事項

提出にあたっては、提出される方の住所、氏名等連絡先(法人にあってはその名称及び所在地等)を明記してください。

### ●意見の取扱い

提出していただいた御意見については、その概要を県ホームページで公表します。住所、氏名など個人に関する情報は公開しないことはもとより、他の目的で使用することは一切ありません。

### ●お問い合わせ先

山梨県庁 商業振興金融課 商業流通・サービス業担当 (電話055(223)1536)